

豊橋市障害福祉サービス事業者等指導及び監査実施要綱

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊橋市長（以下「市長」という。）が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）（以下「障害者総合支援法」という。）に定める指定障害福祉サービス事業者等並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）に定める指定障害児通所支援事業者及び指定障害児相談支援事業者（以下「事業者等」という。）に対して、自立支援給付費等（障害者総合支援法第6条に規定する自立支援給付費並びに児童福祉法第21条の5の2に規定する障害児通所給付費及び第24条の25に規定する障害児相談支援給付費をいう。以下同じ。）に係る障害福祉サービス等（以下「自立支援給付等対象サービス」という。）に関し、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき行う指導及び監査について、別に定めがあるもののほか、基本的事項を定めるものとする。

(指導及び監査の目的)

第2条 指導は、事業者等に対し、指定基準に定める自立支援給付等対象サービス等の取り扱い及び自立支援給付等に係る費用の請求等に関する事項について周知徹底させることを目的とする。

2 監査は、事業者等の自立支援給付等対象サービスの内容または自立支援給付等に係る費用の請求に関し、法に定める勧告、命令、指定の取り消し及び期間を定めたその効力の全部若しくは一部の停止に該当する場合、または不正若しくは著しい不当が疑われる場合（以下「指定基準違反等」という。）において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を採ることを目的とする。

(指導及び監査の対象者)

第3条 指導及び監査の対象者は、次に掲げる者とする。

- (1) 障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者
- (2) 障害者総合支援法に基づく指定障害者支援施設の設置者
- (3) 障害者総合支援法に基づく指定一般相談支援事業者
- (4) 障害者総合支援法に基づく指定特定相談支援事業者
- (5) 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者
- (6) 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業者

(7) その他、市長が必要と認める者

(関係行政機関との連携)

第4条 指導及び監査の実施にあたっては必要に応じて、国、愛知県、市関係部局、他都道府県及び他市町村と互いに連携をとり、合同で行うことができるものとする。

第2章 指導

(指導の方法)

第5条 指導は、次に掲げる方法により行うものとする。

(1) 集団指導

必要な指導の内容に応じ、指導の対象となる事業者等を一定の場所に集めて講習等により行う。なお、オンライン等の活用による実施も可能とする。

(2) 運営指導

指導の対象となる事業者等の事業所等において、指定障害福祉サービス事業者等指導指針別紙「主眼事項及び着眼点」に基づき、関係書類を閲覧し、関係者から説明を求める面談方式により行う。

なお、別紙「主眼事項及び着眼点」のうち非常災害対策の非常災害には火災だけでなく水害・土砂災害等の自然災害についても含むものとする。

(指導対象の選定)

第6条 指導の対象とする者は、重点的かつ効率的な指導を行う観点から、毎年作成する実施計画において、指導方法に応じて、それぞれ次により選定する。

(1) 集団指導

原則、全ての事業者等を対象とするが、自立支援給付等対象サービス等の取り扱い、自立支援給付等に係る費用の請求の内容、制度の改正及び過去の指導事例等により市長が必要と認める者

(2) 運営指導

ア 前年度及び前々年度において、運営指導を行っていない指定障害者支援施設、指定障害福祉サービス事業者、指定相談支援事業者、指定障害児通所支援事業者及び指定障害児相談支援事業者等

イ その他、特に必要と認める者

(指導の通知)

第7条 指導の対象とする者を選定し決定したときは、市長は当該者に対し、指

導方法に応じてあらかじめ次の内容を文書で通知するものとする。ただし、運営指導については、指導対象となる事業所において障害者虐待が疑われるなどの理由により、あらかじめ通知したのでは当該事業所の日常におけるサービスの提供状況を確認することができないと認められる場合は、運営指導の開始時に通知できるものとする。

(1) 集団指導

- ア 日時及び場所
- イ 出席者
- ウ 指導内容等

(2) 運営指導

- ア 根拠法令及び目的
- イ 日時及び場所
- ウ 対象事業所
- エ 出席者
- オ 指導担当職員数
- カ 準備すべき書類等
- キ その他、必要と認めるもの

(指導体制)

第8条 運営指導は、担当職員2人以上をもって実施するものとする。

(運営指導の結果等)

第9条 指導の結果は、後日文書で通知するものとする。

- 2 前項の通知において、改善を要すると認められた事項及び自立支援給付等に係る費用の請求の過誤による調整、若しくは返還を要すると認められた事項がある場合には、改善報告の提出を求めるものとし、その提出の期日は指導の結果を通知した日から30日以内とする。

第3章 監査

(監査の方法)

第10条 指定基準違反等の確認について必要があると認めるときは、事業者等に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該事業者等の当該指定に係る事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他物件の検査を行うものと

する。

(監査対象の選定)

第11条 監査は、自立支援給付等対象サービスの内容並びに自立支援給付等に係る費用の請求に関し、次に掲げる情報において、指定基準違反等が疑われる場合に対象とする。

- (1) 通報、苦情、相談等に基づく情報
- (2) 市町村、相談支援事業所等へ寄せられる情報
- (3) 自立支援給付等の請求データの分析から特異傾向を示す事業者等に関する情報
- (4) 業務管理体制の不適正な整備・運用状況に関する情報
- (5) 度重なる指導によっても自立支援給付等対象サービスの内容または自立支援給付等に係る費用の請求に改善がみられない情報
- (6) その他、市長が必要と認める情報

2 第5条第2号に基づく運営指導において次に掲げる事項を確認したときは、ただちに監査に移行できるものとする。

- (1) 著しい運営基準等の違反が確認され、利用者及び入所者等の生命または身体の安全に危害を及ぼす恐れがあると判断できたとき
- (2) 自立支援給付等に係る費用の請求に誤りが確認され、その内容が著しく不正な請求と認められたとき
- (3) その他の事項で不正又は著しい不当が疑われるとき

(監査の通知)

第12条 監査の対象とする者を選定し決定したときは、市長は当該者に対し、あらかじめ次の内容を文書で通知するものとする。ただし、利用者及び入所者等の生命または身体の安全に危害が及ぼされる恐れがあるなど、緊急を要すると認められる場合、若しくは前条第2項の規定により運営指導から監査へ移行した場合は、口頭により通知し、後日文書にて通知するものとする。

- (1) 根拠法令及び目的
- (2) 日時及び場所
- (3) 対象事業所
- (4) 担当職員数
- (5) 出席者
- (6) 準備すべき書類等

(7) その他、必要と認めるもの

(監査体制)

第13条 監査は、担当職員3名以上をもって実施し、うち1人以上は課長級以上の職にある者とする。ただし、第11条第2項の規定により運営指導から監査へ移行した場合は、この限りではない。

(監査結果等)

第14条 監査の結果、改善勧告に至らない軽微な改善を要すると認められた事項については、当該事業者等に対し、後日文書によってその旨の通知を行うものとする。

2 前項の文書で指摘した事項については、通知後30日を目途として、当該サービス事業者等から文書による改善報告を求めるものとする。ただし、特に必要があると認められる場合には、あらかじめ改善報告の期限を延長または短縮することができるものとする。

(行政上の措置)

第15条 監査の結果、指定基準違反等が認められた場合には「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法に基づく行政指導及び行政処分に関する取扱い要領」(平成26年5月9日施行)の規定に基づき行政上の措置を行うものとする。

第4章 その他

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成24年6月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年5月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。